

商標の識別性に関する課題  
（「認証・証明マークの保護」及び  
「商標の定義」の観点から）についての  
調査研究報告書

平成 29 年 3 月

一般財団法人 知的財産研究教育財団  
知的財産研究所

## 8. 韓国

### (1) 認証・証明マークに関する特別な保護制度の概要

証明標章制度及び地理的表示証明標章制度により、保護される。

#### (i) 定義

商標法第2条第1項第7号及び第8号に、下記のとおり定義されている。

商標法第2条第1項第7号：

「証明標章」とは、商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理することを業とする者が、他人の商品についてその商品が品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすことを証明するのに使用させるための標章をいう<sup>53</sup>。

商標法第2条第1項第8号：

「地理的表示証明標章」とは、地理的表示を証明することを業とする者が、他人の商品についてその商品が定められた地理的特性を満たすことを証明するのに使用する標章をいう。

#### (ii) 証明商標の識別性に関する特別の規定

上記定義規定以外に特別な規定は存在しない。

#### (iii) 主体要件

商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理することを業とすることができる者は、他人の商品についてその商品が定められた品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすことを証明するのに使用するのためにのみ証明標章の登録を受けることができる（第3条第3項）。

#### (iv) 証明標章の出願時に必要な提出書類

下記書類を願書に添付する（第36条第4項）。

- ・ 使用に関する事項を定めた書類（法人の場合は定款、法人でない場合は規約）
- ・ 証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理できることを証明する書類

地理的表示証明標章については、さらに下記の書類を添付する（第36条第5項）。

- ・ 地理的表示の定義に一致することを証明することができる書類

#### (v) 使用規則の取り扱い

1) 規則に記載すべき項目

(1) 使用に関する事項を定めた書類（商標法施行令 第4条第1項）

- ・ 証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性
- ・ 証明標章の使用条件
- ・ 使用条件に違反した者に対する制裁
- ・ その他証明標章の使用に必要な事項

(2) 品質等を証明し管理できることを証明する書類（商標法施行令 第4条第2項）

<sup>53</sup> 韓国商標法第2条第1項第1号では、「“商標”とは、自己の商品(地理的表示が使用される商品の場合を除いてはサービスまたはサービスの提供に関連された物件を含む。以下同じ。)と他人の商品を識別するために使用する標章をいう。」と定義されており、「商品」には役務の概念が含まれている。

- ・証明しようとする商品の品質等に関する試験・検査の基準、手続及び方法など
- ・証明しようとする商品の品質などを証明し管理するために必要な専門設備、専門人材など
- ・証明標章の使用者に対する管理・監督など
- ・その他証明しようとする商品の品質などを証明し管理できることを客観的に証明できる事項

## 2) 規則の審査

- (1) 使用に関する事項を定めた書類について、下記のとおり審査され、拒絶理由となる（第54条第6号）。
  - ・所定の記載がされていない場合
  - ・その証明標章を使用することができる者に対して正当な事由がないのに定款若しくは規約により使用を許諾せず、又は定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、実質的に使用を許諾しない場合
- (2) 関係行政機関又は商標に関する知識及び経験が豊富な者に意見を聞くことができる（第51条第2項）。「農水産物品質管理法」による地理的表示登録対象品目に対する地理的表示証明標章出願に対しては、関係行政機関の意見を聞かなければならない（第51条第3項）。

## 3) 規則の公開

公開される（第82条第3項、商標法施行令 第14条第1項第13号、第14号）

**(vi) 証明標章に係る権利の効力、第三者の正当な使用に対する調整規定**

第三者の正当な使用に対する効力の制限規定が設けられている（第90条第2項）。

**(vii) 商標権者自身の使用の可否**

使用できない（第3条第3項）。取消事由になる（第119条第1項第9号ロ）

**(viii) 商標権者の管理義務違反**

証明標章の使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して他人に使用させた場合、又は使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して証明標章を使用することにより、需要者に商品の品質、原産地、生産方法若しくはその他の特性に関して混同を生じさせた場合は、取消事由となる（第119条第1項第9号ハ）。

**(ix) 許諾によりマークを使用する者の取り扱い、不使用取消し**

- 1) 許諾によりマークを使用する者を使用権者とみなす旨の規定、法定の実施権等の規定はない。
- 2) 通常使用権者と許諾によるマークを使用する者の権利との間に相違について、明確な規定はない。
- 3) 許諾によりマークを使用する者は、損害賠償訴訟を提起できない。
- 4) 権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案されるかについては、明確な規定はない。
- 4) 許諾によるマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しを免れると解される。明確な規定はない。

**(x) 証明商標出願で取得する商品・役務の区分**

区分は通常の商標と同じである。ただし、その指定商品・役務は「証明の対象」、「証明の内容」がともに記載されていなければならない<sup>54</sup>。

<sup>54</sup> 例えば以下の通り。「第01類：肥料の世界占有率（輸出実績）に関する証明」、「第45類：法務サービス業の世界市場占有率（輸出実績）に関する証明」

**(xi) 出願料、更新料（電子出願）**

通常商標と同じである。

出願料：1区分あたり62,000ウォン+1区分あたりの指定商品が20を超える場合、加算金1指定商品あたり2,000ウォン

審査料：1区分あたり18,000ウォン

設定登録料：1区分あたり211,000ウォン+指定商品加算金2,000ウォン

更新料：1区分あたり310,000ウォン

**(2) 地理的表示のみ・品質表示のみからなる商標を証明標章として登録する場合の考え方**

地理的表示のみからなる商標は、原則として記述的商標としての絶対的拒絶理由に該当するが、①使用により識別力を獲得しているとき、②地理的表示についての地理的証明標章のとき、のいずれかであれば登録され得る。

上記②は、証明標章として特定の出所（原産地）・品質等が保証されていることをもって、「識別性がある」と考えて、絶対的拒絶理由の適用をしないものであろう<sup>55</sup>。

**(i) 商標法における地理的表示に関する特別な取扱い**

その商品の産地を普通に用いられる方法により表示する標章のみからなる商標、顕著な地理的名称若しくはその略語又は地図のみからなる商標は登録できない（第33条第1項3号及び4号）。ただし、地理的表示証明標章としては登録されうる（第33条第3項）。

**(ii) 記述的商標（品質、地名）に関する絶対的拒絶理由とその例外規定**

- ・産地表示又は品質表示のみからなる商標は、原則として記述的商標としての絶対的拒絶理由に該当する（第33条第1項3号及び4号）。
- ・ただし、使用により識別力が獲得された場合は、登録され得る（第33条第2項）。

**(iii) 証明商標の記述的商標（品質、地名）に関する絶対的拒絶理由の例外**

産地、顕著な地理的名称若しくはその略語について、地理的表示証明標章としてであれば登録され得る（第33条第3項）。

**(iv) 記述的商標（品質、地名）について、証明商標であれば登録を認める場合に特有の識別性の考え方**

- ・特定の出所（原産地）・品質等が保証されていることをもって、「識別性がある」と考えることにより、証明対象となる商品・役務を、証明がされていない商品・役務との関係で識別できるとするのであろう<sup>56</sup>。

**(3) 独自の地理的表示保護制度及び両者の関係****(i) 独自の地理的表示保護制度**

- 農水産物品質管理法

<sup>55</sup> 資料編 I-2（海外質問票調査）

<sup>56</sup> 資料編 I-2（海外質問票調査）

- 高麗人参産業法（高麗人参）  
（名称表示「高麗」について保護される（高麗人参産業法第22条））
- 酒税法（ぶどう酒、蒸留酒）

## （ii） 商標法における調整規定

### （1） 審査時（登録要件）

- ・ 農水産物品質管理法において登録された他人の地理的表示と同一・類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一と認められる商品に使用する商標は登録できない（商標法 第34条1項18号）
- ・ 特許庁長は、「農水産物品質管理法」による地理的表示登録対象品目に対して地理的表示団体標章が出願された場合には、その団体標章が地理的表示に該当するかに関して農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の意見を聴かなければならない（商標法 第51条第3項）。

### （2） 登録後（効力等）

効力に関しては規定なし。

## （iii） 独自の地理的表示保護制度における調整規定

### （1） 審査時（登録要件）

登録申請された地理的表示が「商標法」によって先に出願され又は登録された他人の商標と同一若しくは類似する場合に該当するときは、登録を拒絶決定し申請者に知らせなければならない（農水産物品質管理法 第32条第9項第2号）。

### （2） 登録後（効力等）

地理的表示権が地理的表示登録申請書の提出前に「商標法」によって登録された商標又は出願審査中である商標に該当するときは、利害当事者相互間に対してはその効力が及ばない（農水産物品質管理法 第34条第2項第2号）。

海外質問票調査（証明商標）⑧韓国

1. 商標法（商標制度を規定した産業財産権法）における「認証・証明マーク」の保護

貴国において、「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度（証明商標制度又はその他の「認証・証明マーク」を保護し得る制度）の詳細について、下記項目ごとにご回答ください。

1-1. 定義・規定等の関連条文について

(1) 貴国の証明商標制度（あるいは「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度）の定義・規定の条文は、下記の通りと理解していますが、その認識で正しいでしょうか。また、不足があれば補足ください。

(2) 政令、審査基準等でより具体的に記述されている項目については、その内容について、追加で記入ください。

表1. 証明商標制度に関する定義・規定等

	項目	条文・規定等
1	証明商標の定義	商標法 第2条第1項第7号 「証明商標」とは、商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理することを業とする者が、他人の商品についてその商品が品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすことを証明するために使用させるための商標をいう。  商標法 第2条第1項第8号 「地理的表示証明商標」とは、地理的表示を証明することを業とする者が、他人の商品についてその商品が定められた地理的表示を満たすことを証明するために使用する商標をいう。
2	証明商標の保護対象に関する特別な規定	なし
3	出願人の主体要件	商標法 第3条第3項 商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理することを業とすることができる者は、他人の商品についてその商品が定められた品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすことを証明するために使用するのみ証明商標の登録を受けることができる。
4	出願時に必要な提出書類	商標法 第36条第4項 証明商標登録を受けようとする者は、第1項各号の事項のほか、大統領令で定める証明商標の使用に関する事項を定めた書類(法人の場合は定款をいい、法人でない場合は規約をいい、以下「定款又は規約」という)及び証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理できることを証明する書類を証明商標登録出願書に添付しなければならない。  商標法 第36条第5項 地理的表示団体商標登録又は地理的表示証明商標登録を受けようとする者は、第3項又は第4項の書類のほか、大統領令で定めるところにより、地理的表示の定義に一致することを証明することができる書類を地理的表示団体商標登録出願書又は地理的表示証明商標登録出願書に添付しなければならない。
5	使用規則に記載すべき項目	商標法施行令 第4条第1項 商標法第36条第4項において「大統領令で定める証明商標の使用に関する事項」とは、次の各号の事項をいう。 1. 証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性(以下「品質等」という) 2. 証明商標の使用条件 3. 第2号の使用条件に違反した者に対する制裁 4. その他証明商標の使用に必要な事項  商標法施行令 第4条第2項 商標法第36条第4項による品質などを証明し管理できることを証明する書類には次の各号の事項が含まなければならない。 1. 証明しようとする商品の品質等に関する試験・検査の基準、手続及び方法など 2. 証明しようとする商品の品質などを証明し管理するために必要な専門設備、専門人材など 3. 証明商標の使用者に対する管理・監督など 4. その他証明しようとする商品の品質などを証明し管理できることを客観的に証明できる事項
6	出願の審査	商標法 第54条

(1) 概要(原則)	<p>審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、商標登録の拒絶決定をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第2条第1項による商標、団体商標、地理的表示、地理的表示団体商標、証明商標、地理的表示証明商標又は業務商標の定義に合わない場合</li> <li>条約に違反した場合</li> <li>第3条、第27条、第33条から第35条まで、第38条第1項、第48条第2項後段、同条第4項又は第6項から第8項までの規定により商標登録をすることができない場合</li> <li>第3条による団体商標、証明商標及び業務商標の登録を受けることができる者に該当しない場合</li> <li>地理的表示団体商標登録出願の場合において、その所属団体の加入について定款によって団体の加入を禁止し、又は定款に満たし難い加入条件を規定する等、団体の加入を事実的に許容しない場合</li> <li>第36条第3項による定款に大統領令で定める団体商標の使用に関する事項の全部若しくは一部を記載せず、又は同条第4項による定款若しくは規約に大統領令で定める証明商標の使用に関する事項の全部若しくは一部を記載しない場合</li> <li>証明商標登録出願の場合において、その証明商標を使用することができる者に対して正当な事由がないのに定款若しくは規約により使用を許諾せず、又は定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、実質的に使用を許容しない場合</li> </ol>	
7	出願の審査(2) 使用規則の内容について審査・品質に関する審査	<p>商標法 第54条第6号 第36条第3項による定款に大統領令で定める団体商標の使用に関する事項の全部若しくは一部を記載せず、又は同条第4項による定款若しくは規約に大統領令で定める証明商標の使用に関する事項の全部若しくは一部を記載しない場合</p> <p>商標法 第54条第7号 証明商標登録出願の場合において、その証明商標を使用することができる者に対して正当な事由がないのに定款若しくは規約により使用を許諾せず、又は定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、実質的に使用を許容しない場合</p> <p>商標審査基準 第7部3.4.5 審査官は定款又は規約を審査するにあたり、証明商標の使用に関する事項において記載事項の全部又は一部の記載がない場合には、法第54条第6号に該当することを理由に拒絶理由を通知しなければならない。</p> <p>商標審査基準 第7部3.4.6 審査官は正当な事由なしに定款若しくは規約に証明商標の使用を許諾せず、又は定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、証明商標の使用を実質的に許容しない場合には、法第54条第7号に該当することを理由に拒絶理由を通知しなければならない。</p>
8	登録要件(1) 主体的要件	<p>商標法 第3条第3項 商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理することを業とすることができる者は、他人の商品についてその商品が定められた品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすことを証明するために使用するのみ証明商標の登録を受けることができる。</p> <p>商標法 第3条第4項 第3項にかかわらず、商標・団体商標若しくは業務商標を出願し、又は登録を受けた者は、その商標等と同一・類似の商標を、証明商標として登録を受けることができない。</p> <p>商標法 第3条第5項 証明商標を出願し、又は登録を受けた者は、その証明商標と同一・類似の商標を、商標・団体商標又は業務商標として登録を受けることができない。</p> <p>商標法 第54条第4号 第3条による団体商標、証明商標及び業務商標の登録を受けることができる者に該当しない場合</p>
9	登録要件(2) 使用規則	<p>商標法 第54条第5号 地理的表示団体商標登録出願の場合において、その所属団体の加入について定款によって団体の加入を禁止し、又は定款に満たし難い加入条件を規定する等、団体の加入を実質的に許容しない場合</p> <p>商標法 第54条第6号 第36条第3項<sup>72)</sup>による定款に大統領令で定める団体商標の使用に関する事項の全部若しくは一部を記載せず、又は同条第4項による定款若しくは規約に大統領令で定め</p>

<sup>72)</sup> 商標法第36条第3項

証明商標登録を受けようとする者は、第1項各号の事項のほか、大統領令で定める団体商標の使用に関する事項を定めた定款を証明商標登録出願書に添付しなければならない。

	<p>る証明商標の使用に関する事項の全部若しくは一部を記載しない場合</p> <p>商標法 第54条第7号 証明商標登録出願の場合において、その証明商標を使用することができる者に対して正当な事由がないのに定款若しくは規約により使用を許諾せず、又は定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、実質的に使用を許諾しない場合</p>
10	<p>登録要件 (3) 標章についての拒絶理由 (3-1) 通常商標にも適用される原則規定</p> <p>商標法 第33条第1項 ① 次の各号のいずれかに該当する商標を除き、商標登録を受けることができる。 1. その商品の普通名称を普通に用いられる方法により表示する標章のみからなる商標 2. その商品について慣用されている商標 3. その商品の産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に用いられる方法により表示する標章のみからなる商標 4. 顕著な地理的名称若しくはその略語又は地図のみからなる商標 5. ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法により表示する標章のみからなる商標 6. 単単でありふれた標章のみからなる商標 7. 第1号から第6号までに該当する商標のほか、需要者が何人かの業務に関連する商品を表示するものであるかを識別することができない商標</p> <p>商標法 第34条第1項第1号イ目 大韓民国の国旗、国章、軍旗、勲章、褒章若しくは記章又は大韓民国若しくは公共機関の監督用又は証明用の印章・記号と同一・類似の商標</p> <p>商標法 第34条第1項第1号ホ目 パリ条約第6条の3により世界知識財産機構から通知を受け特許庁長が指定した同盟国等又はその公共機関の監督用又は証明用の印章・記号と同一・類似の商標であって、その印章又は記号が使用されている商品と同一・類似の商品について使用する商標</p> <p>商標法 第34条第1項第4号<sup>73)</sup> 商標それ自体又は商標が商品に使用される場合、需要者に与える意味及び内容等が一般人の通常の道徳観念である善良な風俗に反する等、公共の秩序を害するおそれがある商標</p>
	<p>(a) 絶対的拒絶理由</p> <p>商標法 第33条第2項 ② 第1項第3号から第6号までに該当する商標であって、商標登録出願前からその商標を使用した結果、需要者の間に特定人の商品に関する出所を表示するものとして識別できるようになった場合には、その商標を使用した商品に限って商標登録を受けることができる。</p> <p>商標法 第33条第3項(商標法 第2条第4項<sup>74)</sup>) 第1項第3号<sup>75)</sup>(産地に限る)又は第4号<sup>76)</sup>に該当する標章であっても、その標章が特定商品に関する地理的表示である場合には、その地理的表示を使用した商品を指定商品(第38条第1項により指定した商品及び第96条第1項により追加で指定した商品をいう。以下同じ)として地理的表示団体標章登録を受けることができる。</p> <p>商標審査基準 第5部第1章1.4<sup>77)</sup></p>
	<p>(b) 絶対的拒絶理由の例外(使用等による識別性の獲得等)</p> <p>商標法 第33条第2項 ② 第1項第3号から第6号までに該当する商標であって、商標登録出願前からその商標を使用した結果、需要者の間に特定人の商品に関する出所を表示するものとして識別できるようになった場合には、その商標を使用した商品に限って商標登録を受けることができる。</p> <p>商標法 第33条第3項(商標法 第2条第4項<sup>74)</sup>) 第1項第3号<sup>75)</sup>(産地に限る)又は第4号<sup>76)</sup>に該当する標章であっても、その標章が特定商品に関する地理的表示である場合には、その地理的表示を使用した商品を指定商品(第38条第1項により指定した商品及び第96条第1項により追加で指定した商品をいう。以下同じ)として地理的表示団体標章登録を受けることができる。</p> <p>商標審査基準 第5部第1章1.4<sup>77)</sup></p>

	<p>大韓民国又は公共機関が監督用又は証明用の印章若しくは記号を証明商標として出願する場合には、登録が可能なもののみならず。</p> <p>商標審査基準 第5部第1章5.4<sup>78)</sup> 同盟国等又はその公共機関が監督用又は証明用の印章若しくは記号を証明商標として出願する場合には、登録が可能なもののみならず。</p>
(c) 地理的表示を含む商標についての特別な拒絶理由	<p>商標法 第34条第1項第8号 先の出願による他人の登録された地理的表示団体標章と同一・類似の商標であってその指定商品と同一と認識されている商品に使用する商標</p> <p>商標法 第34条第1項第10号 特定地域の商品を表示するものとして需要者に広く認識されている他人の地理的表示と同一・類似の商標であってその地理的表示を使用する商品と同一と認められている商品に使用する商標</p> <p>商標法 第34条第1項第14号 国内又は外国の需要者に特定地域の商品を表示するものであると認識されている地理的表示と同一・類似の商標であって、不当な利益を得ようとし、又はその地理的表示の正当な使用者に損害を負わせようとする等、不正の目的で使用する商標</p> <p>商標法 第34条第1項第16号本文 世界貿易機関の会員国内のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地に関する地理的表示により構成され、又はその地理的表示を含む商標であってぶどう酒又は蒸留酒に使用しようとする商標。</p> <p>商標法 第34条第1項第18号 「農水産物品質管理法」第32条により登録された他人の地理的表示と同一・類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一と認められる商品に使用する商標</p> <p>商標法 第34条第1項第19号 大韓民国が外国と両者間又は多者間で締結して発効した自由貿易協定により保護される他人の地理的表示と同一・類似の商標若しくはその地理的表示により構成され、又はその地理的表示を含む商標であって、地理的表示を使用する商品と同一と認められる商品に使用する商標</p>
	<p>(d) 地理的表示を含む商標についての特別な拒絶理由</p> <p>商標法 第34条第1項第16号ただし書 ただし、地理的表示の正当な使用者が該当商品を指定商品として第36条第5項による地理的表示団体標章登録出願をした場合には、商標登録を受けることができる。</p> <p>(e) の例外</p>
(3-2) 証明商標に関する特別	<p>商標審査基準 第7部第4章3.1.2 (a) 証明商標の識別性に関する規定 証明商標の審査において、標章に『証明 (approved)』、『保証 (guarantee)』、『保証 (certification)』等の単語が含まれていても、法第33条第1項第3号<sup>79)</sup>及び第34条第1項第12号<sup>80)</sup>を適用しない。</p> <p>(b) 証明商標に特有の拒絶理由 商標法 第54条第4号 第3条<sup>81)</sup>による団体標章、証明商標及び業務標章の登録を</p>

<sup>73)</sup> 商標審査基準第5部第4章2.3.1

他の法律によって使用が禁止され又は当該商標使用行為が明確に他の法律に違反する商標。この場合において、証明商標登録出願が実定法の認証要件を回避する手段等として利用されるときも、本号を適用する。

<sup>74)</sup> 商標法第2条第4項

地理的表示証明商標に関しては、この法律で特別の規定があるものを除き、地理的表示団体標章に関する規定を適用する。

<sup>75)</sup> 商標法第33条第1項第3号

その商品の産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に用いられる方法により表示する標章のみからなる商標

<sup>76)</sup> 商標法第33条第1項第4号

顕著な地理的名称若しくはその略語又は地図のみからなる商標

<sup>77)</sup> 商標法第34条第1項第1号イ目に対する例外

<sup>78)</sup> 商標法第34条第1項第1号ホ目に対する例外

<sup>79)</sup> 商標法第33条第1項第3号

その商品の産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に用いられる方法により表示する標章のみからなる商標

<sup>80)</sup> 商標法第34条第1項第12号

商品の品質を誤認させ、又は需要者を欺瞞するおそれがある商標

<sup>81)</sup> 商標法第3条第2項～第4項

② 商品を生産・製造・加工・販売し、又は役務を提供する者が共同して設立した法人(地理的表示団体標章の場合には、その地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工する者のみで構成された法人に限る)は、自己の団体標章の登録を受けることができる。

③ 商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理することを業とすることができる者は、他人の商品についてその商品が定められた品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすことを証明するために使用するのためにみ証明商標の登録を受けることができる。ただし、自己の営業に関する商品に使用しようとする場合には、証明商標の登録を受けることができない。

		受けることができる者に該当しない場合  商標法 第54条第6号 第36条第3項による定款に大統領令で定める団体商標の使用に関する事項の全部若しくは一部を記載せず、又は同条第4項による定款若しくは規約に大統領令で定める証明商標の使用に関する事項の全部若しくは一部を記載しない場合  商標法 第54条第7号 証明商標登録出願の場合において、その証明商標を使用することができる者に対して正当な理由がないのに定款若しくは規約により使用を許諾せず、又は定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、実質的に使用を許諾しない場合
	(c) 証明商標に特有の拒絶理由 (b) の例外	なし
	(d) その他の特則	なし
11	使用規則の公開	商標法 第82条第3項 特許庁長は、第2項により登録した場合には、商標権者の氏名・住所及び商標登録番号等大統領令で定める事項を商標公報に掲載して登録公告をしなければならない。  商標法施行令 第14条第1項第13号、第14号 商標法第82条第3項において「商標権者の氏名・住所及び商標登録番号など大統領令に定める事項」とは、次の各号の事項をいう。 13. 地理的表示団体商標又は地理的表示証明商標であるという趣旨(地理的表示団体商標又は地理的表示証明商標のみ該当する) 14. 法第36条第3項及び第4項による定款又は規約の要約書(団体商標、地理的表示団体商標、証明商標及び地理的表示証明商標のみ該当し、法第43条第1項又は第2項により修正された定款又は規約は修正されたものとする)
12	審査における使用規則等についての関係省庁への照会	商標法 第51条第2項 特許庁長は、商標登録出願の審査に必要であると認める場合には、関係行政機関又は商標に関する知識及び経験が豊富な者若しくは関係人に協力を要請し、又は意見を聴くことができる。  商標法 第51条第3項 特許庁長は、「農水産物品質管理法」による地理的表示登録対象品目に対して地理的表示団体商標が出願された場合には、その団体商標が地理的表示に該当するかに関して農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の意見を聴かなければならない。 <sup>82</sup>  商標法施行令 第6条 特許庁長は、証明商標登録出願の審査に必要な場合、次の各号の事項について関係行政機関若しくは商品に関する知識及び経験が豊富な者の意見を聴き、又は資料提出等の協力を要請することができる。 1. 証明しようとする商品の品質等に関する事項 2. 証明商標登録出願人が当該商品の品質等を証明し管理できる能力を備えているかに関する事項 3. その他証明商標登録の要件に関する事項
13	権利の効力	商標法 第89条(商標権の効力) (通常商標と同じ)
14	許諾によりマークを使用する者は使用権者であるか。法定の実施権が規定されているか。	商標法 第95条第2項 業務商標権、団体商標権又は証明商標権については、専用使用権を設定することができる。 <法定使用権に関する規定なし>
15	許諾によりマークを使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか。	なし
16	権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案されるか。	明確な規定はない。
17	通常使用権者と許諾による	明確な規定はない。

	マークを使用する者の権利との間に相違があるか。	
18	第三者の正当な使用に対する調整規定	商標法 第90条第1項第2号、第4号 ①商標権(地理的表示団体商標権は除く)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力が及ばない。 2. 登録商標の指定商品と同一・類似の商品の普通名称・産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状・価格又は生産方法・加工方法・使用方法及び時期を普通に用いられる方法により表示する商標 4. 登録商標の指定商品と同一・類似の商品について慣用する商標並びに顕著な地理的名称及びその略語又は地図からなる商標
19	商標権者自身の使用の可否	商標法 第3条第3項 商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理することを業とすることができる者は、他人の商品についてその商品が定められた品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすことを証明するのに使用するためにのみ証明商標の登録を受けることができる。
20	商標権者の管理義務違反への制裁、取り消し事由	商標法 第119条第1項第9号 9. 証明商標と関連し、次の各目のいずれかに該当する場合 イ. 証明商標権者が第36条第4項により提出された定款又は規約に違反して証明商標の使用を許諾した場合 ロ. 証明商標権者が第3条第3項ただし書に違反して証明商標を自己の商品について使用する場合 ハ. 証明商標の使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して他人に使用させた場合、又は使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して証明商標を使用することにより、需要者に商品の品質、原産地、生産方法若しくはその他の特性に関して混同を生じさせた場合。ただし、証明商標権者が使用の許諾を受けた者に対する監督に相当の注意をした場合は除く。 ニ. 証明商標権者が、証明商標の使用の許諾を受けていない第三者が証明商標を使用して需要者に商品の品質、原産地、生産方法又はその他の商品の特性に関して混同を生じさせたことを知りながらも、適切な措置をしない場合 ホ. 証明商標権者が当該証明商標を使用することができる者に対して正当な理由がないのに定款若しくは規約により使用を許諾せず、又は定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定する等、実質的に使用を許諾しない場合
21	許諾によるマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しを免れるか。	明確な規定はない。許諾により使用する者が使用することを予定していることから、免れると解される。
22	出願料・登録料・更新料	※1 区分基準( <a href="http://www.patent.go.kr">http://www.patent.go.kr</a> ) ・電子出願 62,000ウォン+指定商品加算金 ・書面出願 72,000ウォン+指定商品加算金 ・商標設定登録料 211,000ウォン(分割納付可能) ・更新料 310,000ウォン(分割納付可能)

(3) 証明商標のみならず、その他の商標によっても、「認証・証明マーク」の保護が受けられる場合、その商標制度(通常商標、団体商標、その他の商標)について記載ください。その旨が明示的に規定されている条文がある場合、条文番号および条文内容を教えてください。

<認証、証明に関して(地理的表示)証明商標制度以外になし>

<sup>82</sup> ④ 第3項にかかわらず、商標・団体商標若しくは業務商標を出願し、又は登録を受けた者は、その商標等と同一・類似の標章を、証明商標として登録を受けることができない。  
商標法第2条第4項  
地理的表示証明商標に関しては、この法律で特別の規定があるものを除き、地理的表示団体商標に関する規定を適用する。




1-2. 証明商標出願で取得する商品・役務の区分

(1) 貴国の証明商標（あるいは「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度）の登録区分について、通常商標、団体商標との違いはあるでしょうか。違いがある場合は、証明商標の登録区分について、教えてください。

回答：  
 通常の商標登録出願または団体商標登録出願の場合と同じように、証明商標登録出願の場合にも同じ区分を使用します。ただし、その指定商品・役務は『証明の対象』、『証明の内容』がともに記載されなければなりません。

(例) 商標登録番号: 47-0000011

標章	指定役務
	第01類：肥料の世界占有率（輸出実績）に関する証明 第45類：法務サービス業の世界市場占有率（輸出実績）に関する証明

(2) 貴国において、証明商標の権利者は、その認証・証明マークが貼られて使用される商品・役務の全てを権利として取得し、保有するものであるか。

回答：証明商標を出願し又は登録を受けた者は、その証明商標と同一・類似の標章を商標・団体商標又は業務標章として登録を受けることができないので（商標法第3条第5項）、証明商標を使用する商品、役務のすべてに対しては権利を取得・保有することができません。

(3) 国際分類表（アルファベチカルリスト）の商品及び役務の区分第42類には、例えば「Quality control（品質管理）」、「Material testing（材料検査）」、「Evaluation of wool（Quality-）」（羊毛の品質評価）」及び「Water analysis（水質分析）」等の表示がある。貴国の証明商標の権利者（認証機関等）は、第42類のこのような指定役務を、証明商標を付して使用する商品・役務とは別に保有するものであるか。

回答：上記(2)と同じ趣旨で、証明商標登録権利者は第42類に役務として証明商標と同一・類似の標章の登録を受けることができません。

1-3. 「認証・証明マーク」の識別性の要件・考え方について

(1) 証明商標（あるいは団体商標等の「認証・証明マーク」を保護し得る他の商標）の登録にあたっての「識別性」について、貴国ではどのように考えられていますか？証明商標の識別性の考え方は、通常商標のものと異なりますか？

回答：(a)

(a) 周知性（例えば、セカンドリーミーニングの有無等）により識別性を認める。

(b) 特定の出所（原産地）・品質等が保証されていることをもって、「識別性がある」と考える。すなわち、証明対象となる商品・役務を、証明がされていない商品・役務との関係で識別できると考える。

(c) 上記(a)(b)の両方を考慮する。

(d) 上記(a)(b)に加え、（あるいは別個に）その他の要件として、識別性を生じさせるものとして考慮される要素がある。（具体的に記載してください。）

証明商標の審査において、商標法に特別に規定したものを除いては商標に関する規定がそのまま適用され（商標法第2条第3項）、商標審査基準においても商標審査基準に特別に定めるものを除いては商標に関する規定がそのまま適用されるところ、通常商標と異なるものはありません（商標審査基準第7部第3章3.1.1）。

(2) 地名の文字（地理的表示）のみ、又は品質表示のみからなる「認証・証明マーク」を、証明商標（あるいは団体商標等の「認証・証明マーク」を保護し得る他の商標）として登録する場合、その識別性とはどのような考え方によるものでしょうか。

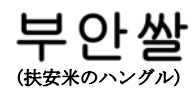
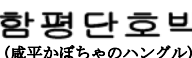
(a) 地名の文字のみ、又は品質表示のみからなる文字標章は、本来は識別性を有しないものです。これを登録する場合の考え方は、上記(1)(b)のように、証明される商品・役務が、証明されていない商品・役務と識別されているというものでしょうか。もし別の考え方により識別性を認

定しているのであれば、その内容を記載してください。

地理的表示は特定商品の「地理的出所」を表示するものとして、地理的表示が地理的表示証明商標等として出願されることによって地理的表示の概念に符合するように使用される場合には、「特定地域の地理的出所を表すもの」として識別力を有しています。したがって第33条第1項第3号の産地または同条同項第4号に該当するとしても「地理的表示としての識別力」が認められ登録が可能です。

(b) 地名の文字のみ、又は品質表示のみからなる「認証・証明マーク」について、貴国における実例につき、登録例及び拒絶例（審査）を数例ずつ例示してください。

地理的表示証明商標の登録例は以下のとおりです。品質表示のみからなる証明商標は調査した範囲内では確認されませんでした。

標章	状態/類型	指定商品
	登録/地理的表示証明商標 (48-0000001)	第30類：米の原産地証明、米のタンパク質含量/品種混入率/品位（搗精度/くず米/異物/粉状切粒/被害粒）/水分および成分含量/残留有害物質検査を通じた品質の優索性証明 第31類：未加工米の原産地証明、未加工米のタンパク質含量/品種混入率/品位（搗精度/くず米/異物/粉状切粒/被害粒）/水分および成分含量/残留有害物質検査を通じた品質の優索性証明
	登録/地理的表示証明商標 (48-0000004)	第31類：かぼちゃ（新鮮なもの）の原産地証明、かぼちゃ（新鮮なもの）の糖度の優索性証明

(3) 証明商標特有の識別性の考え方がある場合、審査官がそのことを判断するため定義・基準・例示等の特別な言及が審査基準等にありますがある場合、その内容を教えてください。また、証明商標特有の識別性の考え方に起因して拒絶理由通知を受けた場合、出願人が取る対応として、どのようなものがあるでしょうか。

商標審査基準は証明商標の標章に対する審査において、商標法に特別に規定したものを除いては商標に関する規定がそのまま適用され、商標審査基準においても商標審査基準に特別に定めるものを除いては商標に関する規定がそのまま適用されると規定しているところ、証明商標特有の識別性に対する別途の取扱いはありません。ただし、証明商標の審査において標章に『証明 (approved)』、『保証 (guarantee)』、『認証 (certification)』などの単語が含まれていても商標法第33条第1項第3号および第34条第1項第12号を適用しません（商標審査基準第7部第3章3.1.2）。

(4) 証明商標のみならず、通常商標、団体商標、その他の商標によっても、「認証・証明マーク」の保護が受けられる場合、登録におけるそれらの識別性の要件に違いがあるか。

通常商標、団体商標の場合にも異なるものはありませんが、商品の品質を保証するものと認識される文字、記号、図形が結合したときは、商標法第34条第1項第12号に該当して商標登録を受けることができません。

1-4. 「認証・証明マーク」の識別性に関する裁判例について

上記1-3に関連して、貴国の商標に関する裁判例において、「認証・証明マーク」の識別性の観点から判断をした事例があれば教えてください。（判例1件につき最大800語程度）

証明商標に対し審判請求された件は2件が公開されていますが、1件は取下げ、1件は具体的な請求理由を記載しなかったことにより却下され、審決文が公開された件は現在のところありません。地理的表示証明商標に対

しても審判請求された件は1件が公開されていますが、具体的な請求理由を記載せず却下されました。<sup>83</sup>

2. 地理的表示を保護する商標制度以外の制度

貴国が、商標法による保護制度以外の地理的表示保護制度を有する場合、両者の保護制度の違い及び相互の保護制度に関する調整規定について、下記にご回答ください。

2-1. 地理的表示を保護する制度について

「認証・証明マーク」が、地理的表示である場合、商標制度以外に、どのような法制度により、保護を受けることが可能でしょうか。

(1) 貴国の地理的表示の保護制度を規定した法律及び保護対象産品は、下記の通りと理解していますが、その認識で正しいでしょうか。また、不足があれば補足ください。

表2. 商標制度以外の地理的表示保護制度

規定	対象産品
農林水産物品質管理法	農産物及びその加工品 水産物及びその加工品
不正競争防止および営業秘密保護に関する法律（「不正競争防止法」と略称）	商品
高麗人參産業法	高麗人參
酒税法	ぶどう酒、蒸留酒
不正貿易行為の調査および産業被害救済に関する法律（「不正貿易調査法」と略称）	商品
関税法	商品、農水産物（農水産加工品）

●保護対象産品によって保護が異なる場合、その対象産品ごとに区別してご回答ください。

例：(i) ワイン、(ii) スピリッツ、(iii) 農産品・水産物・食品、(iv) 手工芸品・工業製品、(v) その他

●保護対象についての明文の規定がない場合、その旨をご記入ください。

2-2. (地理的表示を保護する制度について) 保護制度の概要及び商標制度との違いについて

2-2-1. 上記の各保護制度の内容について、商標制度による保護と、その内容・保護対象等において何が違うのか。別添1の項目(1)～(12)について、内容の違いを対比して記載ください。

回答：別添1の表を参照。

2-2-2. 地理的表示を保護する制度と商標制度との使い分け

実務において、両制度の使い分けが考慮されている状況があれば、その状況について記載ください。

回答：

2000年および2004年度当時の特許庁の報告書によれば、地理的表示保護体制の非一元化および相互連係性の不備、地理的表示保護要件および保護効果の非一貫性、地理的表示「登録」制度の対象品目の非包括性および品質認証的性格、地理的表示発掘不備を問題として指摘しています。一方、2003年から2004年頃当時に行われた農林部および海洋水産部の関係部署の協議内容によれば、1)農産物品質管理法および水産物品質管理法上の地理的表示登録対象である農産物、水産物およびその加工品を除外した工業品に対してのみ、商標法による保護をしなければならないという案、2)農産物品質管理法および水産物品質管理法相の地理的表示対象を拡大して補充する案、3)農産物、水産物およびその加工品に対する地理的表示団体標章登録は農・水産物品質管理法上の地理的表示登録をした品目に限定させる案、4)農林部、海洋水産部と特許庁が消費者混乱防止などのために登録可否を合意して決定する案などが提案されていました。<sup>84</sup>

このような行政部処間の見解の違いのもとに導入された商標法上の地理的表示証明標章の場合、品質認証の面で農水産物品質管理法の地理的表

示登録制度と類似の点があり、農水産物品質管理法上の地理的表示権の場合、法改正により従来の品質認証を主要目的とした制度とは異なり、商標法と類似の知的財産権としての権利を規定するようになることにより、商標法の地理的表示団体標章・地理的表示証明標章と農水産物品質管理法上の地理的表示登録制度が重複する規定であるという指摘があり、出願人はこのような類似の制度等の差異を知ることが難しいため重複出願するケースが多く、これによる費用が発生する等の経済的な問題があり、需要者(消費者)もまた昔から該当商品が産地と関連して有名であるため該当商標が付された商品を利用するのであって、種々の制度等の差異点を知って利用するとはみがたい面があります。<sup>85</sup>

2-3. (商標法による保護と、地理的表示を保護する制度について) 保護制度に関する相互の調整規定について

2-3-1. 商標法(あるいは商標制度を規定している産業財産権法)における、地理的表示を保護する他法との調整規定について、該当条文、条文内容を教えてください。

(1) 審査時(登録要件)

回答：

商標法 第34条1項18号

「農水産物品質管理法」第32条により登録された他人の地理的表示と同一・類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一と認められる商品に使用する商標

(2) 登録後(効力等)：関連規定なし

(3) その他：関連規定なし

2-3-2. 地理的表示を保護する他法における、商標法(あるいは商標制度を規定している産業財産権法)との調整規定について、該当条文、条文内容を教えてください。

(1) 審査時(登録要件)

回答：農水産物品質管理法 第32条第9項第2号

登録申請された地理的表示が「商標法」によって先に出願され又は登録された他人の商標と同一若しくは類似する場合に該当するときは、登録を拒絶決定し申請者に知らせなければならない。

(2) 登録後(効力等)

回答：農水産物品質管理法 第34条第2項第2号

地理的表示権が地理的表示登録申請書の提出前に「商標法」によって登録された商標又は出願審査中である商標に該当するときは、利害当事者相互間に対してはその効力が及ばない。

(3) その他：関連規定なし

以上

<sup>83</sup> 特許情報ネットキプリス(<http://www.kipris.or.kr/>)

<sup>84</sup> チョン・ヒョンジョン, 地理的表示の法的保護に関する考察:改正商標法と農産物品質管理法による保護制度の比較・分析を中心に, pp. 81~82

<sup>85</sup> キム・ボギョン, 地理的表示の保護体系に対する研究, pp. 121~122

別添 1

表3. [韓国] 地理的表示保護制度と商標制度との相違

	<農水産物品質管理法> <不正競争防止法> <高麗人参産業法> <酒税法> <不正貿易調査法> <関税法>	商標法/知的財産法 証明商標制度
(1) 保護対象となる物 (商品・サービス等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農水産物または農水産加工品(農水産物品質管理法第2条1項8号、13号)</li> <li>商品(不正競争防止法第2条1号二目・ホ目、第3条の2)</li> <li>商品(不正貿易調査法第4条第1項第1号)</li> <li>高麗人参(高麗人参産業法第22条)</li> <li>ぶどう酒、蒸留酒(酒税法第40条)</li> <li>商品、農水産物または農水産加工品(関税法第235条)</li> </ul>	商品(商標法第2条第1項第4号)
(2) 保護対象となり得る名称(どのような標章について保護されるか、対象となる標章に限定があるか(例:地名のみからなる文字標章は保護されるか)、一般名称の取り扱いに関する規定の有無及びその内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地理的名称+商品名(農水産物品質管理法、国立農産物品質管理院、<a href="http://www.naqs.go.kr/">http://www.naqs.go.kr/</a>)</li> <li>標識、自由貿易協定により保護される地理的表示(不正競争防止法第2条1号二目・ホ目、第3条の2)</li> <li>「高麗」(高麗人参産業法第22条)</li> <li>地理的表示、翻訳、「種類、類型、模造品」等の表現が結合した場合(酒類の商標使用に関する命令委任告示第7条)</li> <li>地理的表示(不正貿易調査法第4条)</li> <li>商標法、農水産物品質管理法上の地理的表示(関税法第235条)</li> </ul>	地理的表示または地理的表示+商品名(商標審査基準第7部第4章4.3.1)
(3) 登録主体の要件(法人格の有無、個人・政府機関の可否、機関に対する公的機関・第三者機関による認証の要否等)	法人。ただし、一人である人場合には個人(品質管理法第32条2項)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地理的表示団体標章の場合: 法人格を有する生産者団体、加工者団体またはこれらの連合会など(商標審査基準第7部第4章3.1.1)</li> <li>地理的表示証明標章の場合: 法人または個人(商標審査基準第7部第4章3.2.1)</li> </ul>

(4) 主な登録要件(識別性の考え(周知性が必要か、生産地との関係が必要か))	農水産物品質管理法第32条第9項各号および農水産物品質管理法施行令第15条各号(農水産物品質管理法)	商標法第33条第1項第3号 <sup>86</sup> 、第4号 <sup>87</sup> に該当する場合でも登録可能(商標法第33条第3項)
(5) 使用方法に関する規定・制限があるか(表示義務等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>参類の場合「高麗」が含まれる用語使用可能(農水産物品質管理法第34条第3項)</li> <li>地理的表示品ではない農水産物に地理的表示禁止、混合販売または保管、陳列禁止(農水産物品質管理法第38条)</li> </ul>	<規定なし>
(6) 品質管理に関する規定(品質管理規定の要否、規定の審査の有無、行政機関による実施体制チェックの有無等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>適合性調査、関係帳簿閲覧、地理的表示品調査ないし試験依頼(農水産物品質管理法第39条)</li> <li>是正命令、販売禁止、表示停止または登録取消し(農水産物品質管理法第40条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款または規約の作成および提出(商標法第36条第3項～第5項)</li> <li>定款記載不備は拒絶理由に該当(商標法第54条第6号、第7号)</li> </ul>
(7) 効力	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録された地理的表示と同一または類似の表示の無断使用禁止(農水産物品質管理法第36条)</li> <li>原産地虚偽表示行為、出所地誤認惹起行為の禁止(不正競争防止法第2条1号二目、ホ目)および自由貿易協定により保護する地理的表示の使用禁止(不正競争防止法第3条の2)</li> <li>商標法上保護される地理的表示侵害物品の輸入、販売、製造行為禁止(不正貿易調査法第4条第1項第1号)</li> <li>商標法、農水産物品質管理法上の地理的表示権等の侵害物品の輸出、輸入禁止(関税法第235条)</li> </ul>	地理的表示団体標章・地理的表示証明標章と同一または類似の商標の無断使用禁止(商標法第107条、108条2項)
(8) 効力範囲(対象となる商品・サービス等の範囲、効力が及ばない範囲の規定等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請時に記載した地理的表示と同一または類似の表示+登録品目と同一または類似の品目(農水産物品質管理法第36条)</li> <li>原産地を虚偽に表示する標識、出所地を誤認させる標識(不正競争防止法二目、ホ目)</li> <li>自由貿易協定によって保護する地理的表示+地理的表示を使用する商品と同一または同一と認識されている商品(不正競争防止法第3条の2)</li> <li>商標法、農水産物品質管理法上保護される地理的表示(不正貿易調査法第4条第1項第1号、関税法第235条)</li> </ul>	出願時に記載した地理的表示団体標章・地理的表示証明標章と同一・類似の商標+指定商品と同一または同一と認められる商品(商標法第91条1項、第108条2項)
(9) 他者の不正使用に対する規制手段(行政機関による取締り、権利者による請求等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地理的表示権者による侵害禁止請求および予防請求、損害賠償請求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商標権者による侵害禁止請求、損害賠償請求、法定損害賠償請求、信用回復請求、不当利得返還</li> </ul>

<sup>86</sup> 商標法第33条第1項第3号  
その商品の産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に用いられる方法により表示する標章のみからなる商標

<sup>87</sup> 商標法第33条第1項第4号  
顕著な地理的名称若しくはその略語又は地図のみからなる商標

	<p>(農水産物品質管理法第36条1項、第37条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正競争行為禁止または予防請求権、損害賠償請求、信用回復請求、違反行為の是正勧告および意見聴取(不正競争防止法第4条～8条)</li> <li>通関保留、誘致(関税法第235条)</li> </ul>	<p>請求(商標法第107条、108条2項、109条、第111条、第113条、民法第741条)</p>
(10) 費用、保護期間等		<p>※1 区分基準 (<a href="http://www.patent.go.kr">http://www.patent.go.kr</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子出願 62,000 ウォン+指定商品加算金</li> <li>書面出願 72,000 ウォン+指定商品加算金</li> <li>商標設定登録料 211,000ウォン(分割納付可能)</li> </ul>
(11) 申請先	<p>農林畜産食品部長官(農林畜産食品部)、海洋水産部長官(海洋水産部)(農水産物品質管理法第32条)</p>	<p>特許庁長(特許庁) (商標法第36条1項本文)</p>
(12) その他の特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>地理的表示登録制度導入：1999年7月1日(農水産物品質管理法)</li> <li>自由貿易協定により保護する地理的表示の使用禁止：2011年7月1日(不正競争防止法第3条の2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地理的表示、地理的表示団体標章：2005年7月1日施行改正法で導入</li> <li>地理的表示証明標章：2012年3月15日施行改正法で導入</li> </ul>

以上

禁 無 断 転 載

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

商標の識別性に関する課題  
（「認証・証明マークの保護」及び  
「商標の定義」の観点から）についての  
調査研究報告書

平成29年3月

請負先 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail [support@fdn-ip.or.jp](mailto:support@fdn-ip.or.jp)